

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>（共済金を貸し付ける事態）</p> <p>第十条の二 法第二条第二項第三号の経済産業省令で定める手続は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 <b>共済契約者の取引の相手方たる事業者の代表者の全員（当該事業者が個人である場合にあつては、当該個人）が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定に基づき指定された特定非常災害により死亡した場合又は生死不明若しくは所在不明である場合において、当該事業者のために弁護士等が、共済契約者に対して書面によつてする支払を停止する旨の通知</b></p> <p>2 前項の書面には、作成の年月日を記載し、<b>前項第一号及び第三号</b>の手続にあつては<b>弁護士等が、同項第二号</b>の手続にあつては当該金融機関を代表する者が署名し、又は記名押印しなければならない。</p>	<p>（共済金を貸し付ける事態）</p> <p>第十条の二 法第二条第二項第三号の経済産業省令で定める手続は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p><b>（新設）</b></p> <p>2 前項の書面には、作成の年月日を記載し、<b>第一号</b>の手続にあつては<b>弁護士等、第二号</b>の手続にあつては当該金融機関を代表する者が署名し、又は記名押印しなければならない。</p>